

ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

～ しんきん個人インターネットバンキングサービス ～

佐賀信用金庫
2020年4月現在

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、「しんきん個人インターネットバンキングサービス」の利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客さま本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、「しんきん個人インターネットバンキングサービス」を契約のお客さまに限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示するソフトウェアトークンが必要となります。

ソフトウェアトークンは、当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下、「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客さまはアプリをパーソナルコンピュータ、スマートフォン、携帯電話機等（以下、「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. ソフトウェアトークンの利用申込及び利用開始

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条 ワンタイムパスワードサービスの利用

1. ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、「しんきん個人インターネットバンキングサービス」の利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（利用者番号）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。

その場合には、お客さまは契約者ID（利用者番号）、ログインパスワード およびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID（利用者番号）、お客さまが登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの取引の依頼とみなします。

2. 前記1.にかかわらず、契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前記1.の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

1. ソフトウェアトークンの ワンタイムパスワードの利用期限はありません。
2. 前項にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客さまが使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客さまは責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

お客さまは、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。

この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。

第7条 利用料

1. 本サービスの利用手数料は無料とします。
2. 当金庫は本サービス利用料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客さまの責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客さまに損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客さまは、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客さまに損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客さまに対する本サービスの利用を停止します。

お客さまが本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。

4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。

なお、お客さまからの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

2. お客さまが当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

3. 前記2.にかかわらずお客さまが相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。

4. お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
5. 前記 1. から 4. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第 1 0 条 譲渡・質入の禁止

お客さまはソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第 1 1 条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、しんきん個人インターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、定期性総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第 1 2 条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

第 1 3 条 準拠法・管轄

1. 本契約の契約準拠法は日本法とします。
2. 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることとします。

以 上